暴力団等の排除に関する契約書

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人浄勝会

理事長　海野　知現　 様

|  |  |
| --- | --- |
| 住所（所在地） |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者職・氏名 | 印 |

当社（私）は、社会福祉法人浄勝会と工事請負契約を締結し、その債務を履行するに際し次の事項を誓約いたします。

１　当社（私）及び当社の役員並びに使用人は、契約締結から履行完了まで次のいずれにも該当することはありません。

（１）　暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）　暴力団員（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）　役員等（法人である場合は役員又は支店もしくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員であるもの

（４）　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの

（５）　自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの

（６）　暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

（７）　その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

２　１の誓約事項に虚偽の内容があった場合又は以下（１）若しくは（２）に該当する場合には、社会福祉法人浄勝会に契約の解除権及びこれに伴う違約金が生じることを認めるとともに、その事実を公表されても異存ありません。

（１）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が １（１）～（７）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（２）自社が、１（１） ～ （７）のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ ２（１）に該当する場合を除く。）に、社会福祉法人浄勝会が自社に対して当該契約の解除を求め、自社がこれに従わなかったとき。